

男鹿地区消防一部事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年7月1日

男鹿地区消防一部事務組合消防長

男鹿地区消防一部事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、男鹿地区消防一部事務組合消防長が策定する行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は平成28年7月1日から平成33年3月31日までの期間とする。

2 女性の活躍の推進に向けた体制整備等

男鹿地区消防一部事務組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、消防本部総務課が、本計画の策定、変更、本計画に基づく取組みの実施状況、数値目標の達成状況の点検、評価等を行う。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、男鹿地区消防一部事務組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事項について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するため、下記の目標を定める。

目標：平成32年度までに、女性の採用試験の受験者数を、過去5年間の実績（6人）より引き上げ、毎年2名以上とし受験者総数に占める女性割合を10%以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組み及び実施時期

上記3で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組みを実施する。

取組内容

・平成28年度より

仕事に励む女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。

女性専用施設等を紹介し、施設見学を随時受け入れる旨、ホームページ等で広報する。